

## 入札説明書

人事システム開発及び運用保守業務に係る入札公告（令和 7 年 4 月 1 日付け）に基づく入札等については、関係法令及び規則に定めのあるもののほか、この入札説明書の定めるところにより実施するので、入札に参加する者は内容を熟知の上、入札すること。

### 1 入札に付する事項

- |               |                              |
|---------------|------------------------------|
| (1) 業務の名称及び数量 | 人事システム開発及び運用保守業務 一式          |
| (2) 業務の内容     | 別添仕様書のとおり                    |
| (3) 履行期間      | 契約締結の日から令和 14 年 9 月 30 日までの間 |
| (4) 履行場所      | 契約担当者が指定する場所                 |

### 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下、「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和 4 年山口県告示第 179 号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（令和 7 年山口県告示第 51 号）に基づく資格審査において、「システムの設計・開発」及び「システムの保守・維持・運用管理」について業務の委託の特 A の等級に格付されている者であること。
- (4) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (5) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 13 日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (6) 平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 1 日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）の委託を受けて 1 に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。

### 3 契約条項を示す場所

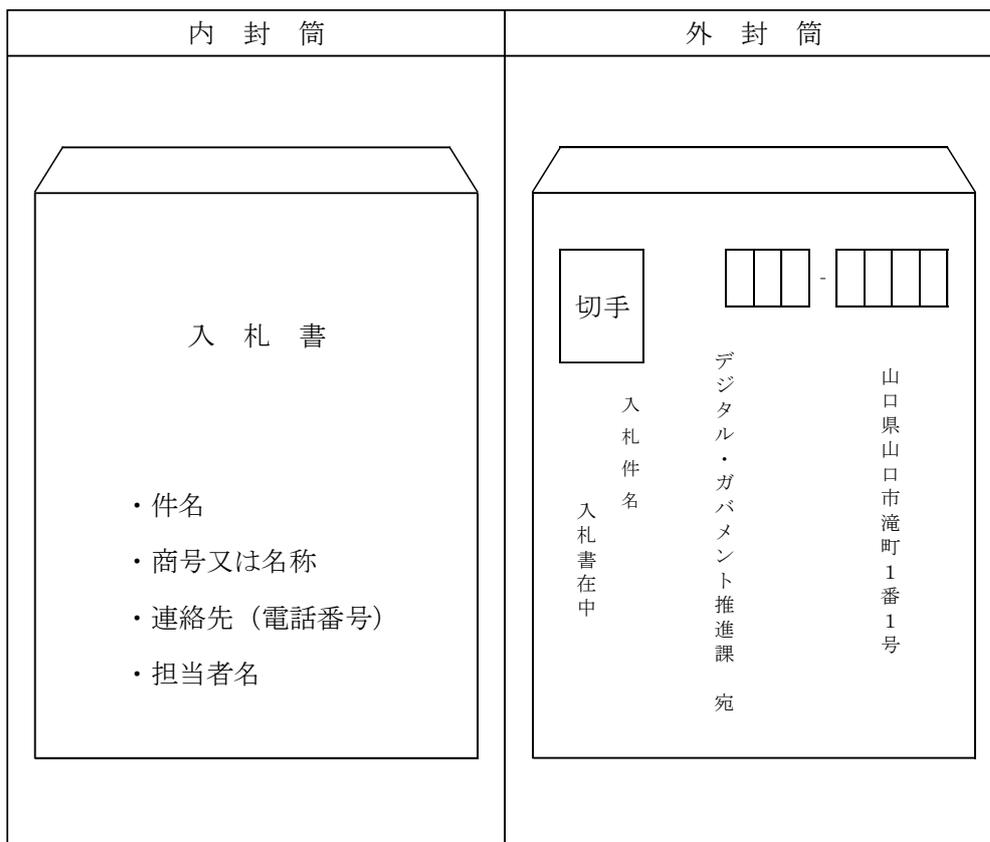
山口市滝町 1 番 1 号 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課  
TEL 083-933-1329 FAX 083-933-2689 E-mail dk-uketsuke@pref.yamaguchi.lg.jp

### 4 入札書の提出日及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 5 月 13 日（火） 午後 2 時
- (2) 場所 山口県山口市滝町 1 番 1 号  
山口県庁厚生棟 4 階談話室
- (3) 特記事項 郵便による入札書提出を認める（郵便による入札の対象）。  
郵便入札者は、次の方法により入札書を郵便により提出するものとする。
  - ① 郵便による入札書の提出は、令和 7 年 5 月 12 日（月）午後 5 時必着とする。
  - ② 入札案件ごとに、内封筒・外封筒の二重封筒にすること。
  - ③ 内封筒にあっては、当該封筒の表面に「入札書」と表記のうえ、件名、入札者の商号又は名称及び連絡先（電話番号）を明記し、入札書（様式 1）及び当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した積算内訳書を封入すること。
  - ④ 入札書の日付は、入札書を作成した日を記入すること。
  - ⑤ 外封筒にあっては、「入札書在中」と表記し、入札書を封入した内封筒を封入す

ること。

○ 郵便入札に係る封筒の記載例



5 入札保証金

免除する。

6 入札条件

- (1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税等相当額を差し引いた金額）を入札書に記載すること。  
なお、入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、登録及び関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。
- (2) 入札者は、当初の入札書を提出する際に、当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した積算内訳書を提出すること。
- (3) 入札書への法人又は個人の押印は不要とする。
- (4) 入札に関する行為を代理人（当該入札者又は入札者の雇用人以外の第三者）に行わせようとするときは、次のとおりとする。
  - ① 委任状（様式2）を提出すること。なお、委任状について、委任者の押印は不要とするが、委任に係る必要事項を記入したうえで、委任状作成者の氏名を明記するものとする。
  - ② 入札書について、入札に関する行為の委任を受けた代理人の押印は不要とするが、その場合、代表者氏名欄に代理人の氏名を明記するものとする。

※ 委任状の提出について

1 入札者が入札する場合

法人等の代表者に代わり、受任者（競争入札等参加資格において、県との取引上の権限を委任するとして登録している者）が作成した入札書で入札に参加する場合は、委任状の提出は必要ありません。

また、法人等の雇用人が、権限を持った者の作成した入札書で入札に参加する場合も、委任状の提出は必要ありません。

2 代理人が入札する場合

代理人とは、この度の入札に限り、入札者（委任者）から入札に関する権限を委任された者（入札者の雇用人で上記受任者以外の者を含む）のことで、

この場合は、必ず委任状を提出してください。

(5) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が2人以上あるときは、技術的能力評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、技術的能力評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定することから、入札書の「くじ番号記載欄」に、あらかじめ任意の3桁の数字「000～999」を記入すること（「0」も記入が必要）。

なお、数字記入のない場合や1文字でも判別できない数字がある場合、当該数字は「0」に置き換えるので注意すること（くじの辞退は不可）。

(6) 入札書の記載事項については、これを訂正することができない。

(7) 提出した入札書は、書換え、引替え又は撤回することができない。

(8) 電信による入札は認めない。

(9) 入札開始時間までに入札場所に参集しなかったときは、入札に参加できない。また、受付において身分確認を行うので、次の証明書類を持参すること。

なお、入札者の代表者が入札に参加する場合は、当該確認は省略するので、受付時に申し出ること。

入札者の社員等	代理人
・社員証（顔写真有） ※上記がない場合、次の書類 ・公的機関発行の身分証明書（顔写真有） 例：運転免許証、マイナンバーカード等	・委任状 ・公的機関発行の身分証明書（顔写真有） ※例は左記のとおり

(10) 入札に参加を希望しない場合には、入札書を提出するまでは、いかなる場合でも辞退することができ、以後の取扱いにおいて不利益を与えるものではない。

(11) 再度の入札において初度入札の最低価格以上の価格で入札した者は、当該入札に係るその後の入札に参加させない。

(12) 次の入札は無効とする。

① 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者のした入札

② 入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

③ 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（免除した場合を除く。）

④ 記名のない入札

⑤ 当初の入札に参加しなかった者が行った再度入札

⑥ 入札書記載の価格、氏名、その他の事項を確認できないもの

⑦ 入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をした入札

⑧ 同一人が2人以上の入札の代理人としてした入札

⑨ 談合、その他不正な行為があったと認められる入札

⑩ 入札条件のうち（4）～（7）に違反した入札

(13) 入札参加者が1者の場合でも入札を執行する。

(14) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求又は業務妨害（以下、「不当介入」という。）の排除について

① 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の

警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」別表の参加停止措置基準「23 不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～9ヶ月の指名停止措置を検討する。

- ② 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- ③ 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- ④ 不当介入により履行期限までに物品を納品することができない場合は、その理由を記載した書面を添えて発注者に履行期限の延長の申出を行うこと。

## 7 入札参加者に求められる義務

入札の参加希望者は、次の（1）から（3）に示す入札参加資格確認書類を令和7年4月17日（木）の午後5時までに山口県デジタル・ガバメント推進課に提出すること。

提出された書類に偽りあるいは誤解を招く表現があった場合は、不正競争防止法により処罰されることがある。提出された書類について、本県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じること。提出された書類に基づき入札参加資格を確認し、その結果については、次のとおり通知する。

入札参加資格確認書類提出受付期間	入札参加資格確認通知
令和7年4月1日～令和7年4月17日	令和7年4月22日までに通知

※ 書類提出受付は、山口県の休日に関する条例（平成元年山口県条例第16号）第1条第1項各号に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、上記の期限までに次の（1）から（3）に示す書類の提出がなかった場合及び本件が入札参加資格を確認した後、当該入札参加希望者が入札参加資格を失うこととなった場合は、入札への参加は認められない。

- （1）入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式3）
- （2）納税証明書 国税：「その3の3」（写し可）（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）  
県税：法人の属する自治体が発行した証明
- （3）平成27年4月1日から令和7年4月1日までの間に、本業務と同様以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面（様式4）

## 8 調達範囲等について

本総合評価一般競争入札に付する調達範囲は、「人事システム開発及び運用保守業務に係る仕様書」（以下、「委託仕様書」という。[資料2](#)）に示したとおりとする。

## 9 企画提案書に関する事項

本総合評価一般競争入札は、本調達に関し、委託仕様書等に基づき各社より提案を求めるものであるため、入札書と同時に企画提案書を提出すること。一旦提出された企画提案書については、原則として修正、差替え等は認めない。

なお、提出された企画提案書については、原則返却しない。

ただし、入札書に記載された金額が山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格を超えた場合は、企画提案書を返却するものとする。

また、企画提案書の内容において、2通り以上に解釈できるものについては、本県の解釈によるものとする。

- （1）企画提案書の提出日及び場所  
4の（1）及び（2）に同じ
- （2）企画提案書の記載内容

企画提案書の記載内容・要領については「企画提案書記入要領」（資料3）に基づくこととする。

(3) 企画提案書の審査

「企画提案書記入要領」（資料3）に基づき作成された「機能要件一覧確認表」（資料3-1）の必須区分について、1つでも対応不可の項目があった者は失格とし、企画提案書の審査は行わない。

(4) 提出書類

紙媒体10部、電子媒体2部

(5) 企画提案書の拘束力

契約書に添付する仕様書等は本件の委託仕様書等を基に作成する。なお、採用された企画提案書に記載されている事項に基づき、本県の判断により契約締結段階において契約書の仕様書等に追加、変更又は削除を行うことがある。

ただし、本件はあくまでも委託仕様書等に示した業務を漏れなく実施することが目的であるため、採用された企画提案書に記載されている事項が本県にとって有益と判断される場合のみ、契約書に添付する仕様書等に反映する。

(6) 企画提案書の取扱い

入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、入札者に帰属することとする。

ただし、提出された企画提案書は、すべて「山口県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出された企画提案書において企業秘密に該当する部分については、その旨を明記しておくこと。

なお、提出された企画提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札者が負うこととする。

## 10 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法等

適正な企画提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で、かつ「人事システム開発及び運用保守業務 落札者決定基準（以下、「落札者決定基準」）という。（資料4）に基づく総合評価方式により原則として合計評価点の最も高い者を落札者とする。

ア 価格に関する提案の評価（入札書）

「落札者決定基準」に基づき、入札書に記載された入札価格に対する点数（以下、「価格評価点」という。）を与える。

イ 技術的能力に関する提案の評価（企画提案書）

「落札者決定基準」に基づき、企画提案書に記載された業務実施方法、業務実施体制、技術提案等に関する事項を評価し「技術評価点」を与える。

なお、技術評価点を求める際の評価項目や視点等は「人事システム開発及び運用保守業務 企画提案書評価項目表」（資料5）のとおりとする。

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

ア及びイで評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点数が最も高い者を落札者とする。

※ 合計点数の最も高い者が2以上ある場合（同点の場合）は、次の方法で落札者を決定する。

① 入札／提案者それぞれの「価格評価点」、「技術評価点」が異なる場合  
「技術評価点」が高い者を落札者とする。

② 入札／提案者それぞれの「価格評価点」、「技術評価点」が同じ場合  
入札額が最も低い者を落札者とし、当該者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

なお、くじによる落札者の決定方法については「くじの方法」（資料6）のとおりとする。

エ 参加停止への対応

入札の日から落札者決定までの間に山口県の「業務委託及び物品調達等に係る

競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止の措置を受けた者は落札者としてしない。

オ 総得点の最も高い者を落札者とするのが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合の対応

その者から事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を落札者とせず、次点の者を落札者とする。

カ 落札者が契約しない場合の対応

落札者が契約を締結しないときは、次点の者と随意契約交渉を行う。

キ 落札者の公表等

落札者については、各入札者に書面により通知する。また、入札の結果については、令和7年6月上旬頃までに山口県報に公告するとともに、山口県ホームページに掲載する。

## 11 契約書作成の要否

要する。

なお、契約書の内容については「委託契約書案」（資料7）のとおり。

## 12 契約保証金

免除する。

## 13 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## 14 その他

(1) 委託仕様書及び入札等に関する疑義、確認等は、令和7年4月17日（木）午後5時までに質疑書（様式5）を山口県デジタル・ガバメント推進課に提出することにより行うこととする。（電子メール可、ただし、送付後に必ず電話にて送付の旨を連絡すること。）

なお、回答は、適時質問者に電子メールにより返信し、電話による照会には原則応じない。また、疑義、確認等がなかった委託仕様書及び入札に関する事項についての解釈は、本県の解釈によるものとする。

(2) この入札に関する公告後に、前記2（3）に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和7年4月9日午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(3) この入札に関する問い合わせ先

・山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

・TEL 083-933-1329 FAX 083-933-2689 E-mail dk-uketsuke@pref.yamaguchi.lg.jp